

特定非営利活動法人リボーンプロジェクト 規約

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リボーンプロジェクト（以下R P）と称します。

(目的)

第2条 この会は、R Pの定款及び特定非営利活動促進法に基づいて、会員の社会貢献活動を通じて、市民生活の福祉の向上を図り、心の通い合う環境づくりに寄与する事をもって公益に資することを目的とします。

(活動内容)

第3条 会員相互のスキル・ノウハウを提供しながら、企画からプロジェクト実現までを図ります。

- 一 シニアの潜在能力を掘り起し、アクティブなセカンドライフを創造
(自費出版プロジェクト・遺影撮影会プロジェクト・婚活プロジェクト etc.)
- 二 終末期における自己決定権を尊重し、自分らしい終活を応援
(成年後見プロジェクト・リビングウィル／エンディングノート etc.)
- 三 死後の不安を解消する納得の葬送儀式的提案と終の棲家の提供
(エンディングサポーターによる葬儀提案・樹木葬／共同墓開発 etc.)
- 四 プロボノワーカーを結集し、プロフェッショナルの社会貢献を促進

(会員)

第4条 この規約に定める会員はR Pの定款の正会員及び賛助会員とします。

2. 正会員は、前条の目的に賛同して、それぞれの職務、活動を通じてこの会を支援するために入会した個人とし、また、賛助会員は、寄付等金銭的援助を目的とする個人、特別会員は個人及び団体として、それぞれ次に掲げる各号の条件に合うものとします。

- 一 NPO法人活動としての自覚と責任を持って、会の推進する業務に積極的に参画すること。また、その活動の妨げとなるような行動をしないこと。
- 二 特定の宗教の教義を広めたり、政治上の主義を指示、推進又はこれに反対することをしないこと。
- 三 この会を、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として利用することがないこと。

(入会)

第5条 入会を希望するものは、前二条を良く理解した上で、次の各号によります。

- 一 入会しようとするものは別途定める入会申込書によって申し込みます。
- 二 入会申し込み時に次条に定める1年分の年会費を前納することとします。
- 三 RPの理事会が、前二号を確認したときに会員となります。

(会費)

第6条 この会の年会費は以下の各項によります。

1. 正会員 年会費 10,000 円
2. 賛助会員 年会費 3,000 円
3. 特別会員 年会費 個人1口 10,000 円／団体1口 20,000 円

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は次の各号に該当したときはその資格を喪失します。

- 一 退会届を提出したとき
- 二 個人会員が死亡したとき及び法人会員が清算又は破産手続き開始の決定をしたとき
- 三 RPが解散したとき
- 四 その活動が第3条第2項の条件に反すると、RP理事会が決議したとき
- 五 会費の滞納が3カ月を超えたとき

(退会)

第8条 会員は別途定める退会申込書によって退会することができます。

2. 既納の会費は返金出来ません。

(報告の義務)

第9条 会員は以下の事項について、直ちにR P理事会にその内容を報告しなければなりません。

- 一 R Pの名称を印刷或いはホームページ等のメディアに掲載しようとするとき
- 二 R Pとしての活動に伴って問題が発生したとき

(規約の改正)

第10条 会員の活動について、この規約に定めていない事項に関しては、R P理事会において別途協議、定めることとします。

(附則)

この規約は平成25年6月1日より発効します。